

(16) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	24,590 千円	7,120 千円	9,146 千円	40,856 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

食鳥検査員（専門職）			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
257,000 円	337,033 円	61 歳	254,350 円	312,150 円	55 歳

（注） 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
食鳥検査員 （専門職）	大学卒	257,000 円	月額 固定
	高校卒	－ 円	－
一般職	事務局長	257,000 円	月額 固定
	大学卒	185,200 円	協会給料表を適用
	短大卒	167,100 円	協会給料表を適用
	高校卒	154,600 円	協会給料表を適用

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
食鳥検査員 （専門職）	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	経験年数に 関係なく 固定給
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	短大卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）				
区 分	内 訳			
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	〔支給割合〕			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分	
	12月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分	
	計	2. 5250 月分	1. 9250 月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	〔令和7年度実績〕			
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	
	9, 146, 071 円	8 人	1, 143, 259 円	
	退職手当 (県の規定に準ずる)	〔支給率〕		
区 分		自己都合	早期退職・定年	
勤続 20 年		19. 66950 月分	24. 586875 月分	
勤続 25 年		28. 03950 月分	33. 270750 月分	
勤続 35 年		39. 75750 月分	47. 709000 月分	
勤続 40 年		44. 77950 月分	47. 709000 月分	
一般職（短大卒）は県の規定を適用。 平成26年度より常勤役員、事務局長及び食鳥検査員の退職手当制度を廃止。 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 無				
〔令和7年度実績〕 支給実績なし				
時間外勤務手当		〔令和7年度実績〕 1人当たり平均支給年額 46, 137円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	1 月当たり 13,600 円支給する。 [令和 7 年度実績] 1 人当たり平均支給月額 13,600 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する 職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		[令和 7 年度実績]	
		支給総額	支給職員数 1 人当たり 平均支給月額
		81,000 円	3 人 2,250 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[令和 7 年度実績]	
		支給総額	支給職員数 1 人当たり 平均支給月額
		900,000 円	3 人 25,000 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計 (上限 150,000 円)
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給 (1月当たり5,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		1,370,300 円	9 人 12,688 円
特殊勤務手当	食鳥検査業務に従事する常勤職員 (検査専門員)	食鳥検査をする場合は、1月当たり22,000円支給する。 〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		1,575,200 円	6 人 21,878 円
獣医師手当	食鳥検査業務に従事する職員	1月当たり20,000円支給する。 〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		1,700,000 円	8 人 17,708 円

内 容				
区分	対象職員	支 給 月 額		
早朝勤務手当	食鳥検査業務に従事する職員（検査専門員）	1 月当たり 12, 000 円支給する。 〔令和 7 年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
		864, 000 円	6 人	12, 000 円
班長手当	班長である職員	1 月当たり 10, 000 円支給する。 〔令和 7 年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
		360, 000 円	3 人	10, 000 円
6 役員の報酬等の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）				
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考	
理 事 長	20, 400 円	－		
常務理事	271, 800 円	6 月期 1. 2625 月分 12 月期 1. 2625 月分	期末手当に事務局長手当を適用	
上記以外の 理事	40, 800 円	－	年額	
監 事	81, 600 円	－	年額	
評 議 員	40, 800 円	－	年額	
〔令和 7 年度実績〕				
①常勤役員				
支給総額	支給者数	1 人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）	年度途中で常務理事が 交代、空席期間なし	
5, 231, 713 円	2 人	217, 988 円		
②非常勤役員				
支給総額	支給者数	1 人当たり 平均支給月額		
734, 400 円	11 人	5, 564 円		
7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）				
区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当	
非常勤職員 （食鳥検査 員）	1 日当たり 22, 000 円	なし	なし	
	1 時間当たり 2, 839 円 （1 日の勤務時間が 7 時間 45 分未満の場合）			
〔令和 7 年度実績〕 支給実績なし				

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月分 12月 勤勉 0.9625月分 6月 期末 1.2625月分 12月 勤勉 0.9625月分	6月 期末 1.250月分 12月 勤勉 0.925月分 6月 期末 1.275月分 12月 勤勉 1.000月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計 (上限150,000円)	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の 合計 (上限150,000円) にエの 額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者 略	ア 交通機関等利用者 略	
	イ 自動車等使用者 略	イ 自動車等使用者 略	
	ウ 特別急行列車等利用 略	ウ 特別急行列車等利用 略	
	エ 駐車料金を負担して いる場合 駐車場の利用に係る 料金を実費支給 (1月 当たり5,000円を上限と する。)	エ 駐車料金を負担してい る場合 (駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動 車を使用し、駐車場とし て公署の敷地を利用する 場合に、当該利用に係る 1月当たりの職員負担額 が5,000円を超えることと なると任命権者が認める 公署に勤務する職員に支 給 (1月当たり1,000円を 上限とする。)	
	オ ノーマイカー運動に 参加する場合 略	(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自 動車等に係る通勤手当を ともに受けている職員 が、公共交通機関の利用 に伴って駐車場を利用 し、駐車料金を負担する ことを常例としている場 合に、当該駐車料金に相 当する額を支給 (1月当 たり3,000円を上限とす る。)	
(2) 適用日 令和8年4月1日			